

# 特定歴史公文書に関する規定の整理の方向

資料4

現行要綱の規定のうち、条例・施行規則で規定していない部分について  
条例の事務(特定歴史公文書に関する取扱い)を定める要綱を新たに整備し規定

## <現行>

## <条例施行後>

○歴史的資料の選別、収集等に関する要綱  
・公文書ファイルの選別、収集基準

条例・施行規則で規定済のため別途規定不要

○歴史的公文書の閲覧等に関する要綱

- 1 閲覧等及びその制限
- 2 歴史的公文書の目録の備付け等
- 3 閲覧等の日及び時間
- 4 閲覧等の手続
- 5 不服の申出
- 6 写しの交付に要する費用の負担
- 7 閲覧の対象、閲覧等の停止又は禁止

条例・施行規則で規定済の部分は別途規定不要

条例・施行規則で規定していない部分について  
要綱を新たに整備し規定

○特定歴史公文書利用等事務取扱要綱(仮)

- 1 利用の制限⇒※見直しを実施(次頁)
- 2 利用の手続(具体的な方法)
- 3 簡便な方法による利用等(即時閲覧)
- 4 利用の日及び時間

# 新要綱に定める「時の経過」を考慮した利用制限（案）

条例第15条:個人情報等の利用制限については、時の経過を考慮して判断する。

## <現行>

| 経過   | 閲覧等の制限ができる個人識別等情報                                  |
|------|--|
| 50年  | 学歴又は職歴、財産又は所得、採用、選考又は任用、勤務評定又は服務その他の個人の秘密          |
| 80年  | 国籍、人種又は民族、家族又は親族、信仰又は思想、伝染病等の疾病又は身体の障害その他の個人の重大な秘密 |
| それ以上 | 門地、 <b>犯罪歴又は補導歴</b> 、遺伝性の疾病又は精神の障害その他の個人の特に重大な秘密   |

※いずれも閲覧等により当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの  
 ※経過年数は公文書の作成日または取得日の属する年度の翌年度の4月1日から起算

## <条例施行後(参考:国立公文書館、山形県等)>

| 経過          | 利用の制限ができる個人識別等情報   |
|-------------|--|
| 50年         | 学歴又は職歴、財産又は所得、採用、選考又は任用、勤務評定、服務又は人事記録その他の個人に関する情報                                      |
| 80年         | 国籍、人種又は民族、家族、親族又は婚姻、信仰又は思想、伝染性の疾病、又は身体の障害その他の健康状態、 <b>刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)</b> その他の個人の重大な情報 |
| 110年超の適切な期間 | 門地、 <b>刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)</b> 、重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態その他の個人の特に重大な情報                      |

※いずれも閲覧等により当該個人又は遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの(区分は例示であり、総合的に勘案して個別判断)  
 ※経過年数は公文書の作成日または取得日の属する年度の翌年度の4月1日から起算  
 ※刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)は110年を目途、重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態は140年を目途